

監査公表第1号

令和4年（2022年）5月9日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	愛	須	一	史
同	鈴	木	健	雄
同	國	安	政	典

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（令和4年4月27日付け札総第200号）」が提出されましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第 200 号

令和 4 年（2022 年） 4 月 27 日

札幌市監査委員	藤江	正祥	様
同	愛須	一史	様
同	鈴木	健雄	様
同	國安	政典	様

札幌市長 秋元 克広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通知いたします。

別紙

1 指摘に対する措置（令和3年度監査報告第5号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 令和3年度第2回定期監査（事務監査）関係

監査対象	財政局税政部北部市税事務所
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 収入事務／(1) 市・道民税の減免に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>市・道民税の失業等を事由とする担税力減免に係る減免額は、減免事務取扱要領に規定する減免対象税額、減免判定基礎額及び生活保護基準相当額の関係により決まるが、減免判定基礎額を算出する際の収入額について、預金調査で判明した入金を加算せず、誤って減免を適用している事例がみられた。</p> <p>こうした事務処理は、書類の確認不足に起因すると考えられるが、事務手続きが正確に行われなことは、納税者に対する公平性を欠くことにつながることから、今後は、申請書類や各種調査結果等の一つひとつが減免判定のための重要な資料であることを踏まえ、慎重に審査を行い、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>収入額として算入されていなかった金額を含め、減免申請者の収入額を再計算したところ、担税力減免の基準を満たさないことが判明したため、直ちに、減免申請者に対して減免額取消通知書及び納税通知書を送付した。</p> <p>再発防止策として、課内の全職員に対し本件指摘の内容及び原因について共有するとともに、減免判定基礎額の算定方法及び算出にあたっての留意点等について、職場内研修を実施し、注意喚起を行った。</p> <p>また、税政部市民税課から、本件指摘に対する再発防止策として、「減免判定チェックリスト」の運用が通知されており、今後、担税力減免の決裁においては、当該チェックリストを起案に添付することにより、決裁者のチェック体制の強化に努めることとする。</p>	

監査対象	経済観光局中央卸売市場
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 契約に関する事務について、以下のとおり適正を欠く事例がみられたので改善されたい。</p> <p>(ア) 入札執行に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>送付による入札を可とした指名競争入札において、指名通知に入札書の提出方法に関する記載がなく、郵送された封筒には入札書在中などの記載がない入札書が含まれる事例がみられた。</p> <p>入札の執行において、この入札書を有効としているが、記録等がなく、どのような経緯から郵送物を入札書として開札日時まで開封せず保管するとの判断に至り、有効とし</p>

別紙

	<p>たのかが判然としなかった。</p> <p>入札参加者に対して確実に必要事項を通知することのほか、内部統制制度の特定リスクとして、既に認識されていたものであるにもかかわらず、対応策が不十分であったことから、適正な入札執行に併せて、その証跡及び記録管理について改善を図られたい。</p>
--	--

《指摘に対する措置》

指摘を受け、直ちに指名通知は最新の様式に差し替えるとともに、契約事務に関わる職員に周知を図った。今後は、契約管理課が実施する契約事務に関する研修を関係職員に受講させるほか、関係法令、諸規定が改訂された場合には、改訂内容の趣旨や説明を加えたうえで電子メールなどにより周知を行うこととした。

また、入札執行の正確性、透明性の担保のため、今回指摘のあった入札書の提出方法の記載の明示を含めて一連の記録の保管、保存を確実に行う。

監査対象	経済観光局中央卸売市場
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 契約に関する事務について、以下のとおり適正を欠く事例がみられたので改善されたい。</p> <p>(イ) 役務と印刷物の製造が混在した契約を行ったもの</p> <p>市場見学・取材対応及び関連施設等管理業務については、役務契約の手続き（1者特定の随意契約）により委託しているが、当該業務の仕様には印刷物のデザイン校正や製造が含まれていた。なお、受託者は印刷製造設備を保有していないため、再委託によらなければ印刷物の製造は不可能である。</p> <p>今後は、印刷物の製造について、「札幌市印刷物発注ガイドライン」に基づき、物品契約の手続きにより印刷製造設備を有する印刷会社へ発注するなど、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

印刷物発注ガイドラインで規定する印刷物の製造に関して、ガイドラインに沿って印刷製造設備を有する事業者が発注することを直ちに関係職員に周知した。また、契約管理課が実施する研修を受講するなど、関係職員の知見の向上を図ることにより適正な事務処理と再発の防止を図る。

別紙

監査対象	経済観光局中央卸売市場
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 契約に関する事務について、以下のとおり適正を欠く事例がみられたので改善されたい。</p> <p>(ウ) 契約後の仕様変更に係る積算を適正に行うべきもの</p> <p>市場見学・取材対応及び関連施設等管理業務については、履行期間中に、仕様変更（業務の減少及び追加）に係る覚書を受託者と締結しており、この際、委託料については変更していないが、業務の減少及び追加に係る積算の証跡がなく、委託料を変更しないことの妥当性が判然としなかった。</p> <p>今後は、業務の減少や追加をする場合には適切に積算を行い、その証跡を覚書の締結を伺う起案に添付するなど、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>仕様変更に伴う積算を行い、委託料の変更が不要であることを確認していたものの、積算資料の起案への添付や保管が不十分であったため、業務委託において仕様変更等が生じた場合には積算関係資料を添付することを徹底するよう、指摘後の課内ミーティングの際に職員に周知した。また、公文書に関する研修を実施するなど職員の知識を深める。さらに、書類の保管について発注担当者以外の複数職員による確認や、課内で相互に確認できる体制を構築するなど適切な書類の保管に努める。</p>	
監査対象	教育委員会生涯学習部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>イ 学校給食用食器・食缶等運搬業務の委託において、以下のような事例がみられた。</p> <p>(ア) 仕様書により、業務に使用する車両について、安全性や衛生面などに配慮した仕様とすることを定め、それらの条件を満たした車両であることを証明できる書類等の提出を受託者に対して求めているが、提出を受けた書類からは車両の仕様内容が確認できないもの</p> <p>(イ) 仕様書により受託者に提出を求めている業務報告書等の書類について、一部の書類が保管されておらず、業務の履行が適切に行われているか確認できないもの</p> <p>こうした事務処理は、書類の確認不足等に起因すると考えられるが、今後は、関係規程に留意したうえで、確実な業務の履行確認等の観点から、仕様内容の見直しやチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>

別紙

≪指摘に対する措置≫

必要書類の提出状況や、記載内容が適切であることを確認するチェックリストを作成し、書類提出時に担当者が記入し、確認職員の確認を受け、適正な事務処理を徹底することとした。

監査対象	経済観光局中央卸売市場
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 負担金の支出に関する事務を適切に行うべきもの</p> <p>一般社団法人札幌市中央卸売市場協会（以下「市場協会」という。）と、札幌市中央卸売市場業務規程施行規則第54条の実施に関する協定書（以下「協定書」という。）を締結しており、協定書には市場協会が行う市場の機能及び秩序の維持に関する業務（以下「対象業務」という。）が定められている。また、協定書には、対象業務に係る札幌市と市場協会の経費の負担割合がそれぞれ50%と定められており、令和2年度については、約6,500万円の負担金を市場協会へ支出している。</p> <p>一方、中央卸売市場が外部に委託している清掃業務及び廃棄物処理業務が、別途存在する。</p> <p>かかる状況において、上記負担金の支出に関する事務については、以下のとおり不適切な状況がみられたことから、市場を管理運営する開設者として必要な対策を講じ、改善を図られたい。</p> <p>ア 対象業務の詳細を明らかにすべきもの</p> <p>協定書別表1に、対象業務名が複数記載されているが、それぞれの業務の詳細（業務の具体的内容、場所、頻度等の仕様）は記載されておらず、中央卸売市場が外部に委託している業務と重複していないこと等、詳細が判然としなかった。</p> <p>今後は、対象業務の詳細を協定書に記載し明らかにされたい。</p>

≪指摘に対する措置≫

協定書の対象業務に関して、業務内容の詳細について協定書に記載し、併せて場所などを図番で表示するなど、外部発注業務との重複や漏れがないことがより明確になるよう、市場協会と調整のうえ、令和4年度以降変更する。担当者の変更、異動などにより解釈のゆらぎが生じないよう職場内での共有化を図り、職員間での引継ぎの際には所属長が確認を行う項目とし業務継承時の情報の劣化を防止する。

別紙

監査対象	経済観光局中央卸売市場
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 負担金の支出に関する事務を適切に行うべきもの</p> <p>一般社団法人札幌市中央卸売市場協会（以下「市場協会」という。）と、札幌市中央卸売市場業務規程施行規則第54条の実施に関する協定書（以下「協定書」という。）を締結しており、協定書には市場協会が行う市場の機能及び秩序の維持に関する業務（以下「対象業務」という。）が定められている。また、協定書には、対象業務に係る札幌市と市場協会の経費の負担割合がそれぞれ50%と定められており、令和2年度については、約6,500万円の負担金を市場協会へ支出している。</p> <p>一方、中央卸売市場が外部に委託している清掃業務及び廃棄物処理業務が、別途存在する。</p> <p>かかる状況において、上記負担金の支出に関する事務については、以下のとおり不適切な状況がみられたことから、市場を管理運営する開設者として必要な対策を講じ、改善を図られたい。</p> <p>イ 負担金の算出を適切に行うべきもの</p> <p>負担金については、市場協会作成の収支予算書により、中央卸売市場が年間の予定負担金額を算出し、年3回（7月、10月、3月）の分割により支出している。年度末には、市場協会作成の収支決算見込書により、年間の負担金額（確定額）を算出したうえで、3回目の支出額を調整しているが、収支予算書及び収支決算見込書は、科目（給料手当、法定福利費等）ごとに金額が羅列されているのみで、各科目の内訳等詳細が不明であり、負担金を算出する際、経費の妥当性をどのように判断しているのか判然としなかった。</p> <p>今後は、収支予算書及び収支決算見込書それぞれについて、各科目の内訳等詳細を書面により把握し、妥当と判断した理由を詳細に記録するなど、適切に事務を執行されたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今後は各科目の内訳詳細が記載された決算書の提出を市場協会に求め、内容を精査することにより、負担金支出額の妥当性を確認する。また、支出額の確定の際には起案により、組織内部の意思決定を記録として保管する。</p>	

別紙

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(3) 特殊勤務手当の支給に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>特殊勤務手当の支給に関する事務において、書類の確認不足等により以下のような事例がみられた。</p> <p>ア 手当の支給を受ける教育職員があるときは、手当の種類、業務の内容、業務に従事した日時及び時間等手当の支給上必要な事項並びにその支給額を特殊勤務手当支給実績簿に記載しなければならないが、同実績簿が作成されていないもの</p> <p>イ 従事時間の集計等を誤り、手当額を過大に支給しているもの</p> <p>こうした事務処理については、内部統制制度の特定リスクとして既に認識のうえ、その対応策等を定めていたにもかかわらず、これが適切に実施されていなかったものである。</p> <p>今後は同様の誤りを防ぐため、リスク対応策等を改めて関係職員へ周知徹底するとともに、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで基本的な事項を理解し、更なるチェック体制の強化を図りながら、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>ア 該当校については、直ちに特殊勤務手当支給実績簿を作成し、手当の支給上必要な事項を記載した。また、学校長が集まる説明会等の場で、監査の指摘事項について周知するとともに、今一度マニュアルをよく読み制度の理解を図るよう併せて周知する。</p> <p>イ 該当校については、直ちに手当の誤支給分について戻入を行うと共に、複数の職員でチェックを行うよう、チェック体制の強化を図った。また、他の学校においても学校長が集まる説明会等の場で、複数の職員で確認を行うなどのチェック体制を徹底するよう指導する。</p>	
監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 行政運営事務／(1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の趣旨を踏まえた事務を行うべきもの</p> <p>平成25年2月に札幌市暴力団の排除の推進に関する条例が制定されたことを受け、「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」により、公有財産の貸付け等における、同条例に基づいた必要な事項が定められたところであるが、監査の結果、公有財産の貸付け及び行政財産の目的外使用許可に際し、同要綱で規定する誓約書を徴取していないものや、使用許可書の許可条件に所定の内容を反映させていないものがみられた。</p> <p>こうした事務処理は、平成30年度第2回定期監査においても同様の事例がみられたものであり、一部の事務については改善がなされたものの、その後の不十分な引継ぎや関係規程の理解不足等により、事務の取扱いを再度誤ってしまったものである。</p>

別紙

	<p>今後は、同条例の趣旨を踏まえ、関係規程についての理解を十分に深めたうえで正しい事務処理方法を再確認するとともに、情報共有体制及びチェック機能の強化を図り、同様の誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められたい。</p>
--	---

《指摘に対する措置》

来年度以降使用する公有財産の貸付及び使用許可に係る事務に関するデータフォルダ内に、要綱等を格納し、安易に過去資料を流用しないよう担当職員および確認者が都度当該ルールを確認する体制を構築した。

誓約書の未徴収については、来年度の事務を進める中で、申請者に対し、申請書と併せて宣誓書の提出が必要である旨を伝え、申請書類に不備のないよう確認することを徹底している。

使用許可書の許可条件に所定の内容を反映させていないものについては、上記の確認体制の構築により、その都度、管財課で定めている要領様式を基に作成することを徹底している。

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／4 その他の事務／(1) 時間外勤務における休憩時間を適正に付与すべきもの</p> <p>相当時間継続した労働は、労働者を疲労させ能率を低下させるとともに、労働災害、疾病を発生させる原因ともなることから、適正な休憩時間は重要な意味を有する。</p> <p>このことから、労働基準法では、労働時間の途中で勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中で与えなければならないと定められているところ、確認不足により、所要の休憩時間が付与されていないものがみられた。</p> <p>この事務処理については、内部統制制度の特定リスクとして既に認識のうえ、その対応策等を定めていたにもかかわらず、これが適切に実施されていなかったものである。</p> <p>今後は同様の誤りを防ぐため、リスク対応策等を改めて部内職員へ周知徹底するとともに、関係規定等を今一度しっかりと確認したうえで基本的な事項を理解し、更なるチェック体制の強化を図りながら、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

部内の職員宛に時間外勤務における休憩時間の適正な付与についてメール周知を行い、今後同様の事例が繰り返されないよう注意喚起した。

また、部内各課庶務担当者に対しても今回の事例についてメール周知し、そのなかで、人事給与システムで休憩時間の取得状況を確認する方法を記載し、チェック体制を強化した。

別紙

(2) 令和3年度第2回定期監査（工事監査）関係

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 工事監理／(1) 特殊車両の通行許可を確認すべきもの</p> <p>「道路法」では、「車両制限令」に定める一般的制限値を超える特殊車両(※)を通行させようとする者は、通行しようとする道路の管理者に対して通行を申請し、許可を得なければならないとされている。</p> <p>今回監査した工事において、特殊車両に該当する自走式建設機械が現場での作業を実施するにあたり、特殊車両が保管場所から工事現場までの間の道路を通行するため必要な許可を得ていない事例がみられた。</p> <p>受注者の特殊車両の通行許可に対する認識不足が原因であったと考えられるが、発注者も受注者に対して特殊車両の通行許可を取得しているのか確認すべきであったと考える。</p> <p>今後、このようなことがないように道路法等の関係規程を確認し再発防止に向けた取組みを講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p> <p>(※) 特殊車両：車両の構造や重量等が特殊な場合で、国が定めた制限値を超える車両</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>再発防止のため、受注者には許可書の写しを施工計画書とあわせて提出するよう指導を行うとともに、係会議や部内への情報共有により周知徹底をし、新たに作成したチェックリストによる複数人数のチェック体制を構築した。</p>	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 工事監理／(2) 特定建設作業実施届出を適正に提出すべきもの</p> <p>「騒音規制法」では、建設作業に伴って発生する騒音による公害の未然防止を図るため、政令で定める特定建設作業については届出することが定められている。</p> <p>今回監査した建築工事において、手持式ブレーカー(※)を用いる煙突のとりこわし等の解体作業があったにもかかわらず、特定建設作業実施届出書の提出がされていない事例がみられた。</p> <p>受注者の特定建設作業の届出に係る認識不足が原因であったと考えられるが、発注者も受注者に対して特定建設作業実施届出を行っているのか確認すべきであったと考える。</p> <p>今後、このようなことがないように騒音規制法等の関係規程を確認し再発防止に向けた取組みを講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>

別紙

	(※) 手持式ブレーカー：手持ち式で、コンクリート構造物や舗装版、岩盤等を破壊する機械
--	---

≪指摘に対する措置≫

再発防止のため、受注者には関係法令の遵守及び届出書の写しを施工計画書とあわせて提出するよう指導を行うとともに、係会議や部内への情報共有により周知徹底をし、新たに作成したチェックリストによる複数人数のチェック体制を構築した。

監査対象	南区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 工事監理／(3) 道路維持除雪業務の写真の適切に確認すべきもの</p> <p>「札幌市道路維持除雪業務委託仕様書」では、受託者は撮影した全ての写真原本を電子媒体に格納し担当職員に提出するものとする定められている。また、写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めないことも併せて定められている。</p> <p>今回監査した道路維持除雪業務の写真データ等を確認したところ、ダンプトラックの荷台の寸法確認の写真において、過年度業務に撮影された写真が提出されている事例がみられた。また、撮影された写真を編集し撮影月日を消去している事例もみられた。</p> <p>受託者が写真データを編集し、過年度の写真を使用していたことが原因であるが、受託者より提出された写真データが適切なものなのか確認せずに発注者が受理していたことも原因であると考えられる。</p> <p>デジタルカメラで撮影した写真は容易に編集が可能であることから、提出された業務写真が適切なものであるか確認するよう、再発防止に向けて取組むとともに、受託者への指導に努められたい。</p>

≪指摘に対する措置≫

今後は、適切なルールのもとで担当者と受託者が適正な写真管理への意識を共有することが重要なものと認識し、再発防止策として、受託者に対し、ダンプ積載量の確実な把握のため、仕様書に示す一連の手順を確認できる適切な写真管理を徹底するよう直ちに指導を行うとともに、職場内で情報を共有し、各担当者が問題認識をもって提出書類を適切に確認するよう周知・徹底を行った。

このほか、本指摘事項について、近似した事案の対応に活かしてもらうよう、南区の他部署や各区の土木部及び建設局雪対策室と情報を共有した。

別紙

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事事務／(1) 札幌市建設工事請負契約約款を遵守すべきもの</p> <p>「札幌市建設工事請負契約約款」（以下「契約約款」という。）では、受注者は、契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(※)及び工事工程表(※)を作成し、発注者に提出しなければならない。工事工程表は、工事の変更があったときも同様とすると定められている。</p> <p>今回監査した土木工事において、以下のとおり適正を欠いた事例がみられた。</p> <p>ア 請負代金内訳書及び工事工程表が契約締結後5日以内に提出されていないもの</p> <p>イ 設計変更に伴い、工期延長を行ったにもかかわらず、工事変更時に提出される工事工程表が提出されていないもの</p> <p>いずれの事例も、契約約款に対する受発注者双方の認識不足が原因であると考えられる。</p> <p>契約約款に定められた内容は、遵守しなければならないことから、今後、このようなことがないよう、契約約款等の関係規程を確認し再発防止に向けた取組みを講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p> <p>(※) 請負代金内訳書：受注者が提出する落札額の内訳書。この内訳書に、工種ごとの数量、単価、金額等を受注者が記載する</p> <p>(※) 工事工程表：受注者が提出する受注した工事の工程表。この工程表に、工種ごとの数量、日数、工程等を受注者が記載する</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>再発防止のため、受注者には工事着手および工期延期の際に、約款に基づき、当該書面を適切に提出するよう指導を行うとともに、係会議や部内への情報共有により周知徹底をし、新たに作成したチェックリストによる複数人数のチェック体制を構築した。</p>	

別紙

(3) 令和3年度第2回定期監査（出資団体等監査）関係

監査対象	公益財団法人札幌市芸術文化財団（市民文化局文化部）
監査委員の指摘事項	<p>2 公の施設指定管理者監査／(1) 警備員増員費用に関する要望への対応を札幌市へ報告すべきもの</p> <p>芸術の森の野外ステージの利用者から、警備員増員費用の請求金額に対する要望があり、費用の一部を減額したが、札幌市への報告がなかった。</p> <p>本件については、弁護士との相談及び積算方法の見直しという他の利用者とは異なった取扱いを行っており、また、管理業務等仕様書にも、要望、苦情等を受け付けた場合には札幌市への報告が求められていることから、札幌市に報告及び相談を行いながら解決を図るべきであり、今後も徹底されるよう求める。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>当該案件については監査後、市民文化局文化部へ報告、説明を行った。</p> <p>財団全体の取り組みとして、文化部へ提出している管理運営業務報告書に「苦情等報告項目」を新設し、苦情だけではなく要望についても定期的に報告する体制を整えた。</p> <p>また、緊急対応が必要な案件が発生した場合については、これまで通り個別に文化部へ報告・相談を行うことを徹底する。</p>	

監査対象	札幌駅前通まちづくり株式会社（まちづくり政策局総合交通計画部）
監査委員の指摘事項	<p>2 公の施設指定管理者監査／(2) 利用料金の設定に当たり市長の承認を受けるべきもの</p> <p>札幌駅前通地下広場条例においては、同広場を指定管理者が管理する場合、利用料金の額又は新たな使用時間の区分を設定する際には、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっている。</p> <p>当法人では、同広場に係る大型映像設備の利用料金について、条例別表にはない使用時間の区分を設定しているが、このうちの一部について市長の承認を得ていない。</p> <p>条例の定めに従い、適正に処理されたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>改めて利用料金の変更承認申請を行い、市長から承認を受けた。</p> <p>今後については、申請時及び承認通知受理時に、申請（承認）内容や添付書類に不備・不足がないか複数の役職者で確認することとし、社内会議で全職員にその取扱を周知して広場管理者への申請等に係る事務処理体制を強化した。</p>	

別紙

2 意見への対応（令和3年度監査報告第5号に掲載された意見に係るもの）

(1) 令和3年度第2回定期監査（事務監査）関係

監査対象	総務局秘書部、広報部、オンブズマン事務局、財政局税政部東部市税事務所、経済観光局中央卸売市場、建設局土木部
監査委員の意見	<p>第2 意見／1 内部統制機能の強化による適正な事務の執行について</p> <p>地方自治法の改正に伴い、令和2年度から内部統制制度の運用も開始されたところであり、庁内各課において、これまで以上に日々の業務を適正に行うための体制の確保が求められているところである。</p> <p>しかしながら、今回の監査を通じて、職員の誤認や知識不足、役職者が漫然と書類を確認したことによる不十分なチェック等、適正に業務を執行するためのルールや仕組みが十分に機能していないと思われる事例がみられた。</p> <p>今後は、特定リスクの対応等を中心とした内部統制機能の一層の強化を図りながら、併せて、各職場の日々の業務におけるさまざまなリスクを改めて認識したうえで、適正に対応されるよう要望する。</p>

《意見への対応》

各課においては、認識したリスクについて格付けを行い、重点的に対応すべきものについては特定リスクとして選定し、リスクの発生を防ぐ対応策を検討・実施しているところであるが、自己点検や定期内部監査等のモニタリングにより、適宜リスクの再認識や早期是正に取り組むこととする。

また、内部統制推進部局である総務局行政部総務課においては、各課がそれぞれの多様な業務に応じた的確なリスク評価を行うことができるよう評価方法を見直すとともに、特に注意が必要な項目を全課が必須で対応すべきリスクとして位置付けるなど、各課が適切にリスクを認識出来るよう取り組んでいる。今後も、各課における対応策の実施状況を適時にモニタリングし、十分に機能していない場合は適宜指導を行うことで、適切なリスク管理に努めるとともに、内部統制機能の強化を図る。

監査対象	総務局広報部
監査委員の意見	<p>第2 意見／2 役務契約に係る本市の承認について</p> <p>役務の委託において、仕様書で定めた受託者に対する本市の承認を口頭で行ったとのことだが、それを裏付ける書類がなく、承認した事実を客観的に確認できない事例がみられた。</p> <p>仕様書は契約書の一部であり、その内容は業務目的を達成するために必要な事項を記載しているものであることから、組織として承認した事実を挙証することができるような事務処理等について、改めて検討するよう要望する。</p>

《意見への対応》

別紙

直ちに課長までの決裁を行い、承認した事実を客観的に確認できるよう事務を改めた。

また、他の役務委託での再発防止のため、課内全員にイントラメールで周知した。

監査対象	経済観光局中央卸売市場
監査委員の意見	<p>第2 意見／3 負担金に係る市場協会の業務履行状況の把握について</p> <p>第1 指摘事項の2(2)に関して、負担金に係る市場協会の業務については、履行状況がわかる書面を徴しておらず、また、実地で確認したことを裏付ける書類がなく、履行状況及び確認状況を客観的に確認できなかった。</p> <p>については、履行状況を把握する方法や、再検証するための記録の必要性について、改めて検討するよう要望する。</p>
<p>《意見への対応》</p> <p>札幌市の「指定管理制度に関する運用ガイドライン」に示されている業務検査、モニタリングの手法を援用して市場協会の業務の履行状況の把握、検証を行う仕組みを同協会と協議しながら整備を進める。札幌市が行う業務の確認と市場協会が行うセルフモニタリング報告の双方向の確認により、履行状況の確認、検証、改善を行う。</p>	